

## 佐々町愛護団体支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町が管理する道路・公園・河川等を対象とした美化清掃作業等の愛護活動が無償かつ継続して行う団体（以下「愛護団体」という。）に対して支援を行うことにより、町民等の公共空間に対する愛護精神の増進と、町民等と町の協働による快適なまちづくりを推進することを目的とする。

### (対象)

第2条 愛護団体になることができるものは、町内に住所を有する者及び町内に勤務する者で構成するおおむね5人以上の団体で次に掲げるとおりとする。

- (1) 小中高等学校、老人会、婦人会、子供会、企業、その他住民の有志団体で、年2回以上の清掃美化活動が実施でき、代表者が20歳以上の団体

### (愛護団体の登録)

第3条 愛護団体になろうとするものは、自ら活動区域を定め、町長に愛護団体登録申請書（様式第1号）及び愛護団体構成名簿（様式第2号）を提出するものとする。

- 2 町長は、愛護団体登録申請書の内容が適切であると認められるときは、愛護団体登録決定通知書（様式第3号）を交付するものとする。

### (協議)

第4条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、次に掲げる事項について申し込みをした者（以下「申込者」という。）と協議するものとする。

- (1) 活動の場所、期間及び内容に関する事。
- (2) 収集したごみの処分方法に関する事。
- (3) 清掃用具等、町が提供する物品等に関する事。
- (4) その他愛護団体としての活動に必要な事。

### (協定書)

第5条 前条の協議が整ったときは、町長と申込者は協定書（様式第4号）を取り交わすものとする。

- 2 町長は、前項の協定書を取り交わしたものが協定書の内容を履行しないとき、又は協定内容を逸脱したときは、協定内容に基づく活動を行うよう指導及び助言することができる。

### (活動の内容)

第6条 愛護団体の美化清掃活動は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 空き缶、吸い殻等の散乱ごみの収集

(2) 除草、草刈作業

(3) 施設又は設備の破損等の情報提供

- 2 愛護団体が活動により収集したごみや草は、愛護団体において分別し、あらかじめ定められた場所に集積したあと、町に連絡するものとする。なお、これにより難しいもの場合は、愛護団体と町の間で、当該ごみの処理について協議するものとする。

(安全の確保等)

第7条 愛護団体は、活動にあたっては、事故やけがのないよう配慮するものとする。

- 2 愛護団体は、前条に規定する活動中に事故が発生した場合は、速やかに町に通報するとともに、事故の経過についての事故報告書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(支援の内容)

第8条 町は、愛護団体の活動に対し、次に掲げるものについて支給又は貸与するものとする。

- (1) ごみ袋及び軍手
- (2) 飲料品（ジュース、茶等）（ただし、参加者1名につき1本とする。）
- (3) 鎌（ただし、一団体年間10本を上限とする。）
- (4) 草刈機等燃料及び消耗品（替え刃）
- (5) 花苗・種（ただし、一団体年間2万円を上限とする。）
- (6) 草刈機の貸与（ただし、10台を上限とする。）

(支援の申請)

第9条 愛護団体は、前条の支援を受ける場合は、活動予定日の2週間前までに、支給・援助希望用品申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(活動の実績報告)

第10条 愛護団体は、美化清掃活動が終了したら、すみやかに清掃・美化活動実績報告書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

- 2 活動前に、愛護団体代表者が支給品の代金を支払い、購入した場合は、活動後に請求書（様式第8号）を町長に提出するものとする。
- 3 清掃・美化活動実績報告書に添付する書類は次のとおりとする。
  - (1) 活動中の状況写真及び完了写真
  - (2) 支給品の納品書及び請求書
  - (3) その他町長が必要と認める書類

(登録内容の変更)

第11条 愛護団体は、登録した内容に変更があった場合は、登録事項変更届(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(登録の解除)

第12条 町長は、愛護団体に対して、次のいずれかに該当する場合は登録の解除をすることができる。

- (1) 愛護団体が活動をやめるために、愛護団体登録解除届(様式第10号)を町長に提出し、協定の解除を求めたとき。
- (2) 愛護団体が第5条第2項の指導及び助言に従わないとき。
- (3) 愛護団体が公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を行ったとき。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。